

平成30年第2回
中札内村議会臨時会会議録

平成30年5月8日（火曜日）

◎出席議員（7名）

1番	北嶋信昭君	2番	欠員
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	坂村暢一君	産業課長	尾野悟里君
住民課 課長補佐	角玄光代君		

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 木村優子君

◎議事日程

日 程 第 1		会議録署名議員の指名
日 程 第 2		会期の決定
日 程 第 3	議案第28号	中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 4	議案第29号	中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 5	議案第30号	財産の取得について
日 程 第 6	議案第31号	工事請負契約の締結について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回中札内村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番黒田議員と4番中西議員を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

◎日程第3 議案第28号 中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第3、議案第28号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者からの説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律並びに関連政令及び省令が公布され、個人住民税における障がい者等の非課税措置の所得要件の引き上げ、基礎控除額及び調整控除額の所得要件の創設、所得割及び均等割非課税限度額の引き上げ、固定資産税におけるわがまち特例のうち、再生エネルギーに関する項目の追加及び生産性向上特別措置法による

中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置、市町村たばこ税における税率の引き上げ、加熱式たばこへの地方税法の適用などの改正により、村税条例等の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、坂村住民課長お願いします。

○住民課長（坂村暢一君） それでは補足をして説明をさせていただきます。

黒ナンバー２番、議案関係資料１ページをお開きください。

中札内村税条例等の一部を改正する条例の改正概要にて説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正となっておりますが、まず村民税関係です。

一点目として、公的年金等にかかる所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合、申告書の提出が不要となる改正であります。施行日は平成３１年１月１日としております。

続いて二点目です。個人村民税非課税措置の所得要件に関して、平成３３年度以後の非課税措置の対象となる障がい者、未成年者、寡婦および寡夫の前年の合計所得金額を現行の１２５万円以下から１３５万円以下に引き上げる改正で、施行日は平成３３年１月１日としております。

続いて三点目及び四点目ですが、前年の合計所得金額が２，５００万円を超える所得割の納税義務者に対して、基礎控除及び調整控除を適用しないとする改正で、施行日は平成３３年１月１日としております。

続いて五点目および六点目であります。平成３３年度以後の個人村民税について、所得割及び均等割の非課税限度額を現行から１０万円引き上げる改正で、施行日は平成３３年１月１日としております。

続いて七点目です。租税特別措置法による内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例の適用を受ける場合、法人村民税の法人割額を控除する規定及び資本金１億円超の内国法人等に対し、申告書の電子情報処理組織による提出を義務付ける改正で、施行日は平成３２年４月１日としております。

続いて八点目です。納期限の延長の場合の延滞金について、一定の場合、納付がされていた期間を控除して計算することによる改正で、施行日は平成３０年４月１日としております。

次に固定資産税関係です。

まず一点目として、平成３０年度の固定資産評価替えに伴い、土地に係る平成３０年度から平成３２年度までの固定資産税の負担について調整措置を講ずることによる改正で、施行日は平成３０年４月１日としております。

続いて二点目です。平成３１年度分または平成３２年度分の固定資産税に限り、諸条件からみて、類似の利用価値を有すると認められる地域において、地価が下落しその価格を課税標準とすることで課税上著しく均衡を失すると村長が認める場合、修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることによる改正で、施行日は平成３０年４月１日としております。

続いて三点目です。高齢者、障がい者等の利用の利便性や安全性の向上を目的とした改修工事が行われた実演芸術講演施設の固定資産税の減額措置を講ずることによる改正で、

施行日は平成30年4月1日としております。

続いて四点目です。地方税法の改正によるわがまち特例に関する改正であります。

まず、水質汚染防止のための汚水または廃液の処理施設について、改正された地方税法の参酌に合わせて、割合を現行の3分の1から2分の1に変更する改正。

次に土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設を適用外とする改正。

次に、電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電施設に係る固定資産税の課税基準の特例措置についての見直しによる改正。

具体的には、現行のほか太陽光発電設備のうち出力1,000キロワット以上のもの及び風力発電設備のうち出力20キロワット未満のもの割合は4分の3、水力発電設備のうち出力5,000キロワット以上のもの、地熱発電設備のうち出力1,000キロワット未満のもの、及びバイオマス発電設備のうち出力1,000キロワット以上2,000キロワット未満のもの割合は3分の2としております。以上についての施行日は平成30年4月1日としております。

次に、中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に計画に従って取得した一定の機械装置等について新たに課税されることとなった年度から3年度間の固定資産税の割合はゼロとすることによる改正で、施行日は生産性向上特別措置法の施行日の日をしております。

続いて、資料5ページをお開きください。

次に市町村たばこ税関係です。一点目として、たばこ税の税率の引き上げです。

平成30年4月1日から3段階で引き上げを行うこととしております。平成30年10月1日から平成32年9月30日までは、1,000本につき5,692円の税率。施行日は平成30年10月1日。

平成32年10月1日から平成33年9月30日までは、1,000本につき6,122円の税率。施行日は平成32年10月1日。

平成33年10月1日以後は、1,000本につき6,552円の税率。施行日は平成33年10月1日となります。

続いて二点目です。製造たばこの区分に加熱式たばこを新設し、加熱式たばこを製造たばことみなして地方税の規定を適用する改正で、施行日は平成30年4月1日となります。

三点目として、加熱式たばこの課税標準を重量と価格によって、紙巻たばこに換算した紙巻たばこの本数の合計とし、平成30年10月1日から平成34年9月30日までに段階的に移行していく改正で、施行日も段階的に設定してあります。

次に、その他で、本改正条例第6条による改正は、中札内村税条例の一部を改正する条例において講じた級、3級品の紙たばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用しようとする改正で、施行期日は平成30年4月1日としてあります。

その他、地方税法等の改正等に伴う文言修正及び参照条項の改正を行っております。

最後に施行日については、公布の日から施行し平成30年4月1日より適用としてありますが、規定によりそれぞれ施行日が定められておりますので、6ページの施行日をご覧くださいと思います。

続いて、7ページから50ページについては新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

多くの条例の改正でございます。

議案第28号に対する質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わりたいと思います。

議案第28号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第28号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第29号 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（高橋和雄君） 日程第4、議案第29号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者からの説明を求めます。

森田村長、お願いいたします。

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律並びに関連政令及び省令が公布され、国民健康保険における課税額の定義の変更、課税限度額の引き上げ、低所得者に係る軽減措置の拡充が行われたこと、及び制度改正により国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための課税額の改正が必要になったことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） それでは補足説明を、坂村住民課長お願いします。

○住民課長（坂村暢一君） それでは補足をして説明をさせていただきます。

黒ナンバー2番、議案関係資料51ページをお開きください。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要に基づき説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律ならびに関連政令及び省令がそれぞれ

公布され、4月1日から施行されたことによる改正となっております。

まず一点目です。課税額の定義の変更であります。

市町村ごとに運営されていた国民健康保険に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額であったものを、制度の改正により都道府県から国民健康保険事業費納付金が賦課され、その納付に要する費用に充てるために国民健康保険税を徴収することとされたことによる改正であります。

続いて二点目です。地方税法施行令第56条の88の2の改正規定により、基礎賦課額に係る賦課限度額を現行の54万円から58万円に引き上げる改正であります。支援金分及び介護分においては変更はありません。

続いて三点目です。低所得者に係る軽減措置の拡充であります。

所得に応じて均等割と平等割を7割、5割、2割軽減するしくみとなっておりますが、地方税法施行令第56条の89の改正規定により、5割軽減については被保険者数に乗ずる基準額を27万円から27万5,000円に、2割軽減については49万円から50万円にそれぞれ引き上げることで、軽減対象者の拡充を図るものであります。

続いて四点目になります。特例対象費保険者等に係る申告についての改正であります。

倒産や雇い止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の申告において、マイナンバーによる情報連携により把握ができる場合は、今まで添付が必要であった雇用保険受給資格証明書の提示が不要となります。

続いて五点目です。保健税率及び税額の改正であります。

国民健康保険制度が改正され、都道府県が国民健康保険財政運営の責任主体となったことに伴い、市町村は国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付することとされました。当村では、北海道全体の平準よりも保健税率が低く推移しているため、被保険者の大幅な負担増となることから、国・道による激変緩和措置が施されることとなっております。しかし1人あたりの収納必要額の対前年度比2パーセント分については、この激変緩和措置で控除されないため保険税で確保していく必要があります。

毎年度ごとに北海道から当村が納めるべき納付金の額が示されますが、前年度所得額や被保険者数などによって保険税で確保できる額が増減することから、単年度ごとに判断するのではなく、激変緩和措置を最大限利用することによって被保険者の負担を少しでも減らし、この緩和措置の期間中に北海道が示した標準保険税率まで徐々に引き上げることとして、その間の収納必要額を推計しそれに基づいて算定し、平成30年度の保険税率及び税額を改正しようとするものであります。

基礎課税部分の所得割税率を現行の4.10パーセントから0.1ポイント増の4.20パーセントに、平等割税額を現行の26,500円から5.7パーセント増の28,000円に、均等割税額を現行の22,000円から4.5パーセント増の23,000円に、後期高齢者支援金等分の所得割税率を現行1.45パーセントから0.05ポイント増の1.50パーセントにそれぞれ引き上げるものであります。

後期高齢者支援金等の平等割及び均等割税額ならびに介護納付金等については現行のままとして引き上げをしないこととしております。

次に施行日ですが、本改正条例は交付の日から施行し、平成30年4月1日から適用となりますが、平成29年度分までの国民健康保険税については改正後もなお従前の例によることとしております。

次に、54ページから57ページに新旧対照表を添付させていただいておりますので参

考にご覧いただきたいと思います。

なお、過日、国民健康保険運営協議会が開催され、本改正案について承認いただきますことをご報告させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第29号に対する質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは一点お聞きをしたいと思います。

住民として一番気にしていることは、国保税がどれぐらい上がるのかということから、4月の村の広報で、30年度の村の国保税についてということで具体的に出していただきました。これを見ると、モデル世帯ですけれども、どれぐらい上がるかということがおおよそ分かってくる訳ですけれども、中身を見ると、一つの例では、増減率が全体で3.26パーセント上がる。もう一つについては2.61パーセント上がるのだということで、具体的な内容が広報に出ておりました。

そこで聞きたいのは、今補足説明でもあったとおり、大幅に国保税が上がるのを押さえるために、国・道としては激変緩和措置をするということでありまして、この点につきましては今までも何回かずと説明がありましたが、その中身として、前年度から見て2パーセント以上増える分については道が負担するというので、説明があったのかなと思うのですが、そこで、前年度から2パーセントといっても総論では分かるのですが、具体的に分かりにくいのは、当初賦課の時点なのかあるいは実績に対しての時点で、おそらく全体の税額に比べた形で2パーセントに押さえるということなのかと私は推測しているんですが、その辺の関係。

単純的に言いますと、例えば、所得額あるいはまた家族構成が全く前年度と変わらない世帯の場合、前年度より税額が2パーセント増えるという単純な解釈ができるのですが、その辺の2パーセントの考え方を、道の方から標準税率ということで提示されるのでしょうか、そこら辺が具体的なことが分からないものですから、確認をさせていただきますと思います。

○議長（高橋和雄君） 2パーセントの関係です。

坂村住民課長

○住民課長（坂村暢一君） 激変緩和措置について、収納必要額の対前年度比2パーセント分に関しては、激変緩和で控除されない。この2パーセントなのですけれども、これは中札内の被保険者の方お1人お1人の収納必要額、お1人ずつをそれぞれ計算して、その収納必要額が対前年度比2パーセント分、これを合計いたします。

ですので、全体として各世帯がそれぞれ2パーセント上がるのではなくて、家族構成等、それぞれの所得の違いもありますが、お1人ずつ違いますので、その合計額ですので世帯によっては2パーセントを超えるものになっていくというふうになっております。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をいたします。

休憩10時28分

再開10時30分

○議長（高橋和雄君） 休憩を閉じたいと思います。

坂村住民課長お願いいたします。

○住民課長（坂村暢一君） 申し訳ありません。まず、今回の制度改正に伴い、村が納める納付金の算定に道が計算したもとなるものが平成28年度の決算額です。

その28年をベースとして、そこから先ほど説明しましたお一人ずつの収納必要額を計算して、そこから前年度比2パーセント分、あくまでベースは平成28年度ということになります。それを計算していきますと、平成30年度はお一人ずつの収納必要額は平成28年度比で計算をした合計額が中札内で1億5,000万円余りになります。納付金が1億6,700万円ですので、お一人ずつの収納必要額の合計がそれだけになるということになります。その足りない分が控除されない部分になりますので、この部分を今回の保険税率の改正によって税として確保していこうということでもあります。

○3番（黒田和弘君） 簡単なようではなかなか深く理解しづらいところかなと思うのですが、今の説明からいくと、前年度はまだ実績の集計が出来ないということで平成28年度を前年度と解釈して、1億5,000万円、全体で税額が集まったと。それを平成30年度では2パーセント上げた額が1億6,700万円ですと。それを被保険者全体で中札内村としては一人ひとりに課税をしていくために必要な税率が今言われた金額になるよという解釈で理解できるのかなと思うのですが、そうすると私が例として言った、例えば平成28年度の所得額と家族構成が全く変わらない場合については、前年度より税額が2パーセント増えるだけで終わるのかなと一般の人は思っているのですけれども、今の解釈からいくと、その年の所得額が全体の分で変わるとか云々とあるものですから、ぴたり2パーセントということではなくて、2パーセント弱になったり2パーセントを超える場合もあったりというそんな解釈ができるのかなと今として理解するのですが、そのような解釈でよろしいのかどうか。その中には賦課限度額全体を合わせると89万円が93万円になるということで、これを計算するとこれに該当する人は2パーセントではなくて、4.5パーセント上がった形で税を徴収するということになるのでしょうけれども、軽減されるのは先ほども言ったその人の今までの税率よりも下がるということになるのかな。色々な要因があると思うのですが、私が申し上げた理解の仕方でもよろしいのかどうかを確認したいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） お答えする内容が、今ご質問を受けたこととうまくマッチングするかというのは分かりませんが、先ほど坂村住民課長の方から説明があったように、激変緩和措置なり中札内村が賦課すべき標準税率については、道が示していく。何をもとにそれを示しているかという、平成28年度のあくまでも決算をベースとしている。だから毎年の所得によって激変緩和額が変わっていくわけではないのです。激変緩和を算定するとき及びそれに基づく中札内村の標準税率を示した段階というのは、あくまでも平成28年度の決算をもとに出していますので、それは町村の毎年の所得というのが必ず変わりますから、それをもとに激変緩和額をどんどん変えていくというイメージではないのです。

基本的には3年に1回は見直すけれども、今の段階では3年間は今示している激変緩和額及びそれに基づく各市町村、中札内村も含まれますけれども、標準税率というのは今の段階では3年間は変わらない。

ということは、基本的には激変緩和額は年を経つことに激変緩和額自体が減っていきま

すから、その分だけは市町村は税率を上げていかなければいけないと。それが6年間続く

と。間に1回は、道は見直しをするのでその時点で全道の総所得だとか、被保険者数だとかそういったものをすべてもう1回算出をし直して、見直しをするかもしれませんが、今の段階ではこの3年間に限っては激変緩和額というのは当初算定の28年度の決算をベースにした算出額になると。

ですから、2パーセントのことでいけば、まったく所得も変わらず世帯構成も変わらずということになれば、税率が上がった分だけは当然上がる、それは2パーセントかという国保税の賦課の算出方法があくまでも世帯で決まりますので、一人あたり2パーセントと世帯2パーセントでは、イコールにならないのですね。世帯で算出された額と一人あたり2パーセントと言っている額ではイコールにはならない。

だから結果的に、実際に賦課をしたときに2パーセントで留まるのかというと、5月号の広報でもモデル世帯で示したように、前年対比4.5パーセントなりという、実際その世帯で賦課した額は2パーセントではないわけです。

ですから、それはあくまでも激変緩和措置の算定上、2パーセント分は控除するというのは当初28年度決算ベースで算出したものは、あくまでも2パーセント分、計算上、理論的に机上で計算したもの2パーセント分だけは、もう激変緩和の対象から外しますよというふうにしているだけであって、それが賦課額にイコール2パーセントという算出にはならないということになります。

ですから、世帯で賦課されたときに、2パーセントと言っていたのに、2パーセントより上がっているなという世帯が実際にはあるということに理解をしていただきたいと思えます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） なかなか分かったようで分からないような状況なのですが、住民として単純的に考えた場合、今の説明からいくと、平成28年度の実績に対して2パーセントの激変緩和ということなのですが、例えば、高齢者でも年金生活している人がたくさんおられますよね。わずかな年金で生活している人がたくさんいる。そういう人たちは全部が国保世帯ということになるのですが、今の理論からいくと、例えば28年度は国保税はいくらだったけれども、平成30年度については所得も家族も変わらない場合については、一体いくらになるのだろうかということが気にしている点だと思うのです。

それについては、第一期納期が6月30日だと、6月15日に皆さんのところに納付書が届いた時点で、北海道に移管になることによってこれだけ増えた、減った、2パーセントになったとか色々な解釈が出来ると思うのですが、そんなことが分かるようなものを皆さんに示すことができたなら非常にいいかなと思うのですが、今の副村長の説明でいくと中々ぴたりいかないような説明でもありますので、出来るだけ分かりやすいような説明、あるいはまた文書なんかもあったらいいかなというふうに感じるところです。

おおよその考え方は分かりました。

○議長（高橋和雄君） ご意見として聞いておきたいと思えます。

そのほか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 限度額が54万円から58万円に4万円上がったということで、1,000万円以上の所得がある方が4万円ほど上がるということなのですが、その影響で、中札内村としては平均で2パーセントぐらいのアップで収まるということで、理解をしてよろしいのでしょうか。もしこの4万円が上がらなければ、まだもっとあげ率

は上がるということなのですかね。2パーセント以上になるということでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 限度額引き上げの関係です。今回の税率アップに関しては、先ほど説明させていただいたように平成28年度の決算をベースとしておりますので、この税率を計算するときの、この賦課額の引き上げに関しては、この中には入れておりません。

賦課額、限度額引き上げ分を入れずに推計をしたものであります。

ですので、平成30年度、賦課額が限度額4万円上がりますので、この分は、税収として増えることとなります。結果として、納付金を納めるための税の徴収額がひき上がることとなります。ですので、来年度以降、予算を計上するときには賦課限度額を引き上げた分を入れて、税率の方はこれから続けて引き上げていくのですが、税額を計算していくということになります。

○議長（高橋和雄君） 引き上げた分で、その2パーセントは埋まらないということですね。

○住民課長（坂村暢一君） 賦課限度額引き上げを入れないでずっと計算をしておりますので、税率のアップは6年間かけて道の標準税率に引き上げていく。この率の中には、賦課限度額引き上げ分は入れておりませんので、税率はこれを入れずに、6年間引き上げていこうと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） だんだん分からなくなってきたのですが、たまたま3年間毎年毎年、道から納付金額が村に示されますよね。そうすると、今言われた内容で3年間はこの村に必要な税率というのは変わってきますね。それは今の方法でこれからも3年間は計算されていくということで理解していいのかしら。そして3年後には、また道の内容が変われば、また村として、納付金額については、道が必要な金額が各町村に割り当てられて、請求されるというふうに理解をしておりますので、3年間は今の内容でずっと計算されたり、必要な額を計算されていくというような理解をしてよろしいのでしょうか。

その点をお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） すみません。うまく説明ができておらず申し訳ありません。

道から示された中札内の標準税率、この額をいわゆる激変緩和措置が無くなった時に、この税率で全て税を中札内で集めて、それをもとに納付金を納めていく形になります。

ですので、その道が示した標準税率は、あくまで平成28年度の決算をベースとしておりますので、6年間かけてそこまで税率を上げていくという形になります。

3年間の見直しというのは、平成28年度をベースにしておりますので、平成30年度から北海道全体として始まりますが、北海道も実際のところ新しい制度に関して、机上では計算をしているのですが、本当に納付金が全て集まるのか、それで北海道全体の国保が運営できるのかどうかということを毎年度研究をしていくこととなります。

その研究をしていったときに、一応3年を目処に、平成28年度ベースでやったものが良かったのか、もし必要があれば、北海道全体で国保に掛かる費用が足りないということになれば、一度示されている標準税率を新たに見直していくことも視野に入れながら検討しているということでもあります。ですので、今の段階では3年後どうなるかは分かりませ

るので、今示されている道の標準税率を6年間の激変緩和の間に、そこまで税率を引き上げていくというふうに推計をしております。

○議長（高橋和雄君） 推計は、今の平成28年度の決算をベースに推計はしているけれども、3年後に見直しがある可能性もあるということですよ。

よろしいでしょうか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） ちょっと勉強したつもりでも、なかなかこのようにして理解できないということ、住民もそうだと思いますので、今課長の方からも説明があったように、変わったときには、やはりそれなりの分かりやすい説明が住民に必要だし、我々にも丁寧に説明してほしいと思うのですけれども、やはりなぜこうなるのかということの基本が分かれば理解していただけたらと思うので、その辺の説明をこれからも丁寧にしていっていただければと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいと思います。

そのほか。

よろしいでしょうか。

質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第29号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

議案第29号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第30号 財産の取得について

○議長（高橋和雄君） 日程第5、議案第30号、財産の取得についてを議案にいたします。

提出者からの説明を求めます。

森田村長お願いいたします。

（森田村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型を購入するもので、4月27日に指名競争入札を行った結果、4,428万円で株式会社北海道モリタが落札しましたので、売買契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） それでは補足説明を川尻総務課長、お願いします。

○総務課長（川尻年和君） 議案第30号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、議案関係資料の58ページをお開きください。

本案件は、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型を一台購入するものであります。

当村における指名願い登録を行っている業者のうち、消防ポンプ自動車を取り扱っている業者が4社しかなかったことから、4社による入札を行いました。

落札業者は株式会社北海道モリタで、予定価格4,492万7,460円に対し、最低価格は4,428万円であります。

落札率は98.56パーセントであります。

この水槽付消防ポンプ自動車については、上札内地区に配備します。

なお、59ページに仕様書、60ページに艀装三面図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第30号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 一点教えていただきたいのですが、当初予算で4,513万3,000円計上しておるわけですが、結果的には指名競争入札をやったことによって、予算より減になっているのかなと思うのですが、聞きたいのは予算資料にもかなり中身の濃い消防自動車載せています。予算資料にあるとおり車種あるいは標準装備、あるいは特殊装備ということで中身を予算資料に具体的に記入されておりますが、これらの装備については当初予算資料どおりの形で入札をしているというふうにするのですが、その辺の確認をしたいというふうに思ひます。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 今質問あった件についてお答えしたいと思います。

更新にあたっては、予算計上時のおり、これまでに付いている例えばポンプといった装備に加えてやっているとところなわけですけれども、今回、予算見積もり時にも付いてはいたのですが、新たなものとして夜間活動に必要なLED照明装置といったような導入もして消化効率の向上や消防団員の安全確保につなげていくという形の装備も付け加えているという状況です。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 今、LED照明ということが答弁されましたけれども、資料の中にもLED照明を装備したいという中身になっているのですが、当初のものよりもさらに高価なLEDを付けるという答弁なのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） すみませんでした。実際に見積もり時にもLEDが付いていますけれども、当初予算と同じ形になります。

現在、上札内に配備されている消防自動車から比較して新たにそういったLEDの装備をつけるということになります。

○3番（黒田和弘君） それらを含めて、私が聞いたのは予算資料の中に出ている装備から比較して、変更がないのかどうかというその辺をお聞きしたのですが、今の答弁をい

いる聞きますと変更がないということですのでいいのでしょうか。その一点を確認したいと思
います。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 変更はありません。

○議長（高橋和雄君） はい。そのほか
6番、宮部議員。

○6番（宮部修一君） 上札内地区への配備ということなのですが、増車ではなくて、今まで使っていた消防車が古くなったからの入れ換えというふうに理解しているのですが、その古い消防車の処分方法ですね、これは特殊車両なのであまり売れるということにはならないのかと思いますけれども、その処分方法についてどうするのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 更新することによって出る旧消防車両ですけれども、スケートリンク造成のためにスケート協会のほうからある一定の改造をすることで、水を撒く散水車にできるということもあって、まだエンジン自体には問題はないので、若干の艤装を加えなければならないですけれども、そういうことで要請があって、そちらの方にお渡しをするということで、当初予算の段階で艤装の経費について予算を計上してございます。そういう考え方に立っておりますので、公売等ではなく使っていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。
6番、宮部議員。

○6番（宮部修一君） スケート協会のほうで使っていただくということなのですが、これは中札内のスケート協会なのか、上札内でのスケート協会なのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 中札内のということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。
はい、そのほか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第30号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

議案第30号財産の取得についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第31号 工事請負契約の締結について

○議長（高橋和雄君） 日程第6、議案第31号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者からの説明を求めます。

森田村長お願いいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、堆肥化処理施設発酵施設修繕工事を平成30年11月30日までの工期で実施しようとするものであります。4月27日に指名競争入札を行った結果、5,678万6,400円で有限会社久保建設が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を川尻総務課長、お願いします。

○総務課長（川尻年和君） 議案第31号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、議案関係資料の61ページをお開きください。

堆肥化処理施設発酵施設修繕工事の工事請負契約の締結について記載しております。

堆肥化処理施設発酵施設修繕工事は7社による指名競争入札を行いました。落札業者は有限会社久保建設で、予定価格5,798万5,200円に対し、5,678万6,400円で落札しております。

落札率は97.93パーセントであります。

また、2番札については5,771万5,200円であります。

工事の概要については、屋根板金固定金具設置、外壁小屋根設置、巻上カーテンの取り替えであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第31号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第31号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

議案第31号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了しました。
会議を閉じたいと思います。
平成30年第2回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時01分